認定事由

保育の必要性認定事由・有効期間

認定事由	有効期間
就労（月 48 時間以上）	労働契約終了日が含まれる月の末日まで（有期雇用の場合）
就労（産休）	出産日から8週を経過する日の翌日が含まれる月の末日まで（産休）
就労（在籍児童のきょうだいの出生に伴う育児休業取得） ※1	・育児休業対象児が満1歳になる日が含まれる月の末日まで ・育児休業対象児が満1歳6か月または満2歳になる日が含まれる月の末日まで ※2
妊娠、出産（就労を伴わない）	出産予定日の前8週から出産後8週を経過する日の翌日が含まれる月の末日まで
就学、訓練	卒業、修了日等予定日が含まれる月の末日まで
疾病、負傷、障害、介護、看護、災害復旧、児童虐待、DV被害	小学校就学前まで
就労予定	就労予定日が含まれる月の初日から末日まで
求職	給付認定効力発生日から 90 日を経過する日が含まれる月の末日まで
その他	お問い合わせください

※1　児童が幼稚園等の利用開始時に「就労」の事由で認定を受けていた場合等に限ります。

※2　育児休業対象児について保育所等の利用申込みをしている場合であって、保育所等（認可外保育施設を含む）を利用できずに育児休業を満1歳以降まで取得する場合に限ります。

添付書類

保育が必要な事由を確認するために必要な書類

父、母、そのほかの同居者（15 歳以上 65 歳未満）について、それぞれ必要な書類です。該当するものをすべてご提出ください。

（1）就労（月 48 時間以上）居宅内・居宅外で仕事をしている場合

状況		必要書類
①	会社員（②を除く自営業の場合はこちら）	● 就労証明書 【書式④】 【注意】書式④の作成担当者が申請保護者（親族含む）となる場合は下記②の書類が必要となります。
②	自営業（自宅外自営、親族経営等、社長含めて従業員5人以下の法人自営を含む） フリーランス 業務委託など	● 就労証明書 【書式④】 ● 就労状況申告書 【書式⑤】（※以下の A、B をそれぞれ一点ずつ添付） A：令和7年分確定申告書（第一表・第二表）、青色申告決算書、収支内訳書、法人の確定申告書（保護者が代表者の場合）、開業届、登記事項証明書、営業許可証、業務委託契約書、法人の印鑑証明書 B：個人の給与等証明（給与明細、納品書、請求書領収書など） 売上・収入等の記録（保護者作成でも可）
③	自営業の専従者	● 就労証明書 【書式④】 ● 就労状況申告書 【書式⑤】 ● 「青色事業専従者給与に関する届出書」のコピー **または** 前年の「確定申告書B」の第二表のコピー
④	内職	●就労証明書 【書式④】

※ 上の①～④複数にあてはまる、または勤務先が複数ある場合はすべての場合について証明書等をご提出ください。

（2）妊娠・出産（出産（予定）日の前8週から後8週まで）、育児休業中の場合

状況	必要書類
産休中（就労を伴う）	● 就労証明書 【書式④】 ● 母子健康手帳のコピー（氏名と出産予定日が記載されているページ） ● 保護者・同居者状況申告書 【書式⑥】 令和9年4月1日時点で出産（予定）日から前8週、後8週になる日の期間外の場合は、市にご相談ください（後8週を迎えた後、復職や育休となる場合は、認定理由の変更届が必要となります）。
育児休業中 育児休業を延長した	● 就労証明書 【書式④】 ● 育児休業給付金支給決定通知書等のコピー（1期分） もしくは 育児休業 取得期間・手当金等受給 証明書【書式⑯】
妊娠・出産（就労を伴わない）	● 母子健康手帳のコピー（氏名と出産予定日が記載されているページ） 令和9年4月1日時点で出産予定日から前8週、後8週になる日の期間外の場合は、新1号認定となります。令和9年4月2日以降に前8週の認定対象期間に到達する場合、事前に（2週間程度）市へご相談ください。 ● 保護者・同居者状況申告書 【書式⑥】
産休・育児休業から復職した	● 就労証明書【書式④】 ※ 自営業の方は追加で就労状況申告書と直近 1 か月の事業活動が確認できるもの

（3） 就学・訓練の場合
保護者・同居者状況申告書【書式⑥】と次のいずれかの書類のコピー
現在、公共職業能力開発施設、就業・事業開始に必要な学校等に通っている、または就学予定の場合は、在学証明書、受講スケジュールの日数および時間の確認できる書類や合格通知のコピー、公的な訓練給付の支給明細等

（4） 傷病の療養中、または精神・身体に障害を有している場合
保護者・同居者状況申告書【書式⑥】と次のいずれかの書類のコピー
① 疾病（または負傷）療養中の場合
医師の診断書・意見書など（お子さんを保育できない状況・理由が記載されているもの）
② 心身に障害がある場合
身体障害者手帳・療育手帳（愛の手帳）・精神障害者保健福祉手帳などのコピー、または医師の診断書・意見書など

（5） 長期にわたり傷病の状態にあるか、精神または身体に障害を有する同居の親族を常時看護・介護している場合
保護者・同居者状況申告書【書式⑥】と次のいずれかの書類のコピー
介護・看護を必要とする方の身体障害者手帳・療育手帳（愛の手帳）・精神障害者保健福祉手帳など、診断書、介護保険証

（6） 震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合
保護者・同居者状況申告書【書式⑥】と被災を確認できる書類

（7） 就労予定・求職活動中の場合

<table>
<tr><th>状　況</th><th>必　要　書　類</th></tr>
<tr><td>就労内定・予定</td><td>● 就労証明書 【書式④】
※ <u>就労開始1か月後の日を含む月の月末</u>に就労証明書の提出が必要
就労証明の契約更新の事項について、令和9年3月 31 日時点で契約更新の予定無しという記載がされている方は新1号認定となります。新2号（3号）認定の認定条件を満たす予定となった際に市にご相談ください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">求職活動中
※国の決定によっては対象外となる場合あり</td><td>● 保護者・同居者状況申告書 【書式⑥】</td></tr>
<tr><td>※ <u>3か月以内に就労を開始</u>し、下記書類を提出
● 求職活動状況申告書 【書式⑯】</td></tr>
</table>

（8） その他
死亡・行方不明・その他事情による別居等のため児童と生活を共にしていない、またはそれ以外の状況の場合
各家庭の事情に応じてご案内します。幼児教育・保育課までお問い合わせください。

【注意点】
・**<u>申請内容が事実と異なる場合や虚偽があった場合は、給付認定の取消しのほか、給付費の返還を求められる場合があります。</u>**
・**各証明書類は証明日（発行日）から2か月以内のものをご提出ください。**
・所定の用紙については、市 HP からダウンロードしてください。
・コピーの提出が必要な書類は A4 または A3 サイズにてコピーしていただきますようお願いします。